**＜第○号議案＞**

**定款の変更について（案）**

新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 新（変更後） | 旧（変更前） |
| 第５章  （表決権等）  第２９条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。  ２ やむを得ない理由のため総会の開催場所に赴くことができない正会員は、即時性と双方向性が確保されたウェブ会議の方法によって総会に出席し、表決することができる。  ３ やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。  ４ 前項の規定により表決した正会員は、第２７条、第２８条及び第 ３０条第１項の適用については、総会に出席したものとみなす。  ５ 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。 | 第５章  （表決権等）  第２９条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。  ２ やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。  ３ 前項の規定により表決した正会員は、第２７条、第２８条及び第 ３０条第１項の適用については、総会に出席したものとみなす。  ４ 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。 |

※変更の理由※

総会の参加方法として、ウェブ会議を加えるため。

|  |  |
| --- | --- |
| 新（変更後） | 旧（変更前） |
| 第５章  （議事録）  第３０条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。  （１）日時及び場所  （２）正会員総数及び出席者数（即時性と双方向性が確保されたウェブ会議の方法による表決者、書面又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）  （３）審議事項  （４）議事の経過の概要及び議決の結果  （５）議事録署名人の選任に関する事項  ２ 議事録には、議長のほか、出席した正会員の中から、その総会において選任された議事録署名人２名以上が署名又は記名押印する。  ３ 前２項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。  （１）総会の決議があったものとみなされた事項の内容  （２）前項の事項の提案をした者の氏名又は名称  （３）総会の決議があったものとみなされた日  （４）議事録の作成に係る職務を行った者の氏名 | 第５章  （議事録）  第３０条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。  （１）日時及び場所  （２）正会員総数及び出席者数（書面又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）  （３）審議事項  （４）議事の経過の概要及び議決の結果  （５）議事録署名人の選任に関する事項  ２ 議事録には、議長のほか、出席した正会員の中から、その総会において選任された議事録署名人２名以上が署名、押印する。  ３ 前２項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。  （１）総会の決議があったものとみなされた事項の内容  （２）前項の事項の提案をした者の氏名又は名称  （３）総会の決議があったものとみなされた日  （４）議事録の作成に係る職務を行った者の氏名 |

※変更の理由※

総会の参加方法として、ウェブ会議を加えることに伴い、議事録にもその旨を記載するため。

また、議長及び議事録署名人の署名押印を署名又は記名押印に変更するため。

|  |  |
| --- | --- |
| 新（変更後） | 旧（変更前） |
| 第６章  （表決権等）  第３８条 各理事の表決権は、平等である。  ２ やむを得ない理由のため理事会の開催場所に赴くことができない理事は、即時性と双方向性が確保されたウェブ会議の方法によって理事会に出席し、表決することができる。  ３ やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。  ４ 前項の規定により表決した理事は、第３６条、第３７条及び第 ３９ 条第１項の適用については、理事会に出席したものとみなす。  ５ 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。 | 第６章  （表決権等）  第３８条 各理事の表決権は、平等である。  ２ やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。  ３ 前項の規定により表決した理事は、第３６条、第３７条及び第 ３９条第１項の適用については、理事会に出席したものとみなす。  ４ 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。 |

※変更の理由※

理事会の参加方法として、ウェブ会議を加えるため。

|  |  |
| --- | --- |
| 新（変更後） | 旧（変更前） |
| 第６章  （議事録）  第３９条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。  （１） 日時及び場所  （２） 理事総数、出席者数および出席者氏名（即時性と双方向性が確保されたウェブ会議の方法による表決者、書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。）  （３） 審議事項  （４） 議事の経過の概要及び議決の結果  （５） 議事録署名人の選任に関する事項  ２ 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２名以上が、署名又は記名押印しなければならない。 | 第６章  （議事録）  第３９条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。  （１） 日時及び場所  （２） 理事総数、出席者数および出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。）  （３） 審議事項  （４） 議事の経過の概要及び議決の結果  （５） 議事録署名人の選任に関する事項  ２ 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２名以上が、署名、押印しなければならない。 |

※変更の理由※

理事会の参加方法として、ウェブ会議を加えることに伴い、議事録にもその旨を記載するため。

また、議長及び議事録署名人の署名押印を署名又は記名押印に変更するため。